

SHOEI
PREMIUM HELMETS



第**68**期
定時株主総会招集ご通知

株式会社SHOEI

株主の皆様へ

当社第68期定時株主総会を12月25日（水）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

第68期（2023年10月1日～2024年9月30日）の概況及び株主総会の議案についてご説明申し上げますので、ご高覧くださいませようお願い申し上げます。

（第68期の概要及び第69期見通し）

第68期は8期連続の増収・増益で終わることができました。これもひとえに株主の皆様のご温かいご支援、ご声援の賜物であり、心より御礼申し上げます。第68期は、中国市場の不振及び欧州子会社の在庫調整を受け、生産数量は前期より大きく減少しましたが、主力モデルの新製品効果や値上げによる単価上昇と円安が増益に寄与しました。第69期については、中国景気の不透明な状況が続き、国内市場において流通在庫調整も見込まれることから、販売量は前期比減、生産量は前期並みにとどまる予想です。その結果、前期比で減収減益を見込んでおります。このように厳しい状況が予想されますが、役職員一丸となって更なる改善に向け努力して参りますので、引き続きご支援のほど宜しくようお願い申し上げます。

代表取締役社長
石田 健一郎



経営方針

1) 健全な財務体質により、事業継続を長期にコミットします。

当社は、第68期も従業員還元、地域貢献、環境対策等を可能な限り実施したうえで、連結当期純利益73億円（前年度比4.4%増）となり、その約半分を株主の皆様へ還元させて頂きます。その上で、内部留保も増加し、自己資本比率は84.2%と高い水準を維持することが出来ました。

2) Made in Japanで勝負します。

当社は、第68期は、中国市場の不振及び欧州子会社の在庫調整を受け、生産数量は、64万個（前年度比23.8%減）と前期より大きく減少しましたが、主力モデルの新製品効果や値上げによる単価上昇と、為替円安効果もあって、単体のヘルメット販売単価は前年度比15.4%増となり、高い利益率を維持することができました。これは弊社がかかげる「Made in Japanで勝負する」という方針の下、安全性、デザイン、機能性のバランスが取れた競争力の高い製品を作ることができた結果と自負しております。

3) お客様の声に耳を傾けます。

当社は、市場ニーズに真摯に耳を傾け、安心・安全かつお客様に喜んで頂ける製品の開発・生産に取り組んで参ります。現在はヘルメットとエレクトロニクスの融合、レトロブームへの対応といった市場ニーズに対応すべく、業界を率先して新しいチャレンジを続けており、着実に成功を収めております。第68期には、新しいチャレンジの第一弾としてBMX競技用ヘルメットを日本市場から上市致しました。市場規模はまだ小さいですが、自転車競技人口は増えており、お客様の期待に応えながら育てて参る所存です。第二弾については社内で検討中です。いずれにせよ、様々なカテゴリーで「さすがSHOEI」と称賛される商品を上市できるよう、日々研鑽して参ります。

目次

株主の皆様へ	1
--------------	---

招集ご通知

第68期定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	6

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	8
(1) 事業の経過及びその成果	
(2) 設備投資の状況	
(3) 資金調達の状況	
(4) 財産及び損益の状況の推移	
(5) 対処すべき課題	
(6) 主要な事業内容	
(7) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況	
(8) 重要な親会社及び子会社の状況	
(9) 主要な借入先及び借入額	
(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項	
2. 会社の株式に関する事項	17
3. 会社の新株予約権等に関する事項	19
4. 会社役員に関する事項	19
5. 会計監査人に関する事項	26

連結計算書類

連結貸借対照表	27
連結損益計算書	28

個別計算書類

貸借対照表	29
損益計算書	30

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告	31
計算書類に係る会計監査報告	33
監査役会の監査報告	35

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	36
第2号議案 取締役4名選任の件	37

証券コード 7839

2024年11月29日

(電子提供措置の開始日) 2024年11月29日

株 主 各 位

東京都台東区台東一丁目31番7号

株式会社 S H O E I

代表取締役社長 石田 健一郎

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスいただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://www.shoei.com/ir/stockholders_meeting/



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「SHOEI」又は「コード」に当社証券コード「7839」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年12月24日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）へアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年12月25日（水曜日）午前10時
(受付開始時刻 午前9時20分)
2. 場 所 東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号
一般財団法人 日本教育会館 一ツ橋ホール 8階 第一会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第68期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第68期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
(5)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年12月25日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時20分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年12月24日（火曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年12月24日（火曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○
御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
XXXXXXXXXX月XX日

議決権の数	XX 股
議決権の数	XX 股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
郵便コード XXXXX

見本
○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

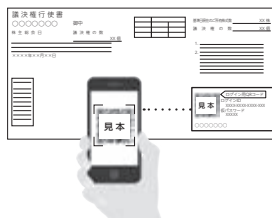
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

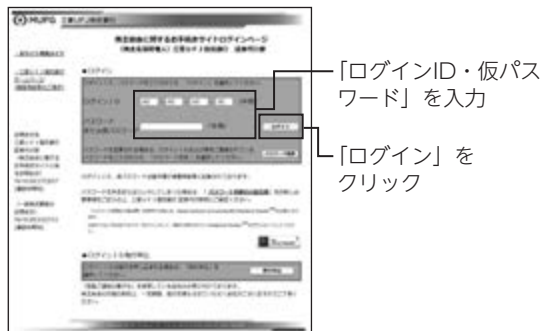
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

【証券口座に関してお問い合わせの株主様へ】

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社へお問い合わせください。
なお、特別口座に関するご照会及び住所変更等のお届けは、下記の連絡先にお問い合わせをお願いいたします。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711
(月曜日~金曜日 午前9時~午後5時、通話料無料)

事業報告

(2023年10月 1 日から
2024年 9 月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、欧米における利上げ累積効果によるインフレ鎮静化が進行しつつある一方、ウクライナやイスラエル等での紛争は終結の目途がたたず、景気後退のリスクがある程度あるものの、総じて堅調な状況にあるとみられます。中国における不動産部門及び消費の低迷や、米国の対中国政策の影響を受け、景気の早期再浮場には不透明感が伴うものと認識しております。

高級二輪乗車用ヘルメット市場については、上記の経済状況のなか、コロナ禍で高まった二輪乗用車ブームの減速に天候不順なども加わり需要が減退した一方、生産体制や国際物流の改善により製品が潤沢に供給された結果、第2四半期までは流通段階で在庫過多の状況にありました。しかしながら、代理店の発注調整により、足元では欧州、中国では過剰流通在庫の消化が進んでおります。中国においては、第2四半期までは流通における過剰在庫の影響を受け、今期投入した新規格製品に依存する厳しい状況でしたが、ライダーシーズンが始まる春先からは小売店舗への客足も少しずつ戻るなど少なくとも短期的には需要回復の兆しが見えつつある状況にあります。

当連結会計年度における日本及び海外を合わせた販売数量は、前年度比8.4%減となりました。欧州市場の販売数量は、欧州子会社の過剰在庫の影響で新規生産量は減少傾向となりましたが、主力モデル投入による新製品効果もあり、販売数量は前年度比7.8%減にとどまりました。北米市場の販売数量は、同国の景気が比較的底堅く推移しているうえ、同市場で人気のモデルをプロモーションして増量した結果、前年度比34.7%増となりました。アジア市場の販売数量は、中国以外のアジア市場は堅調だったものの、中国市場において上記の状況下で前年度比32.5%減となったため、アジア市場全体では前年度比28.8%減となりました。日本市場の販売数量は、ポストコロナにおいても比較的堅調な需要が続いておりましたが、流通在庫が若干過剰気味になっていることから前年度比0.4%減となりました。

当連結会計年度の業績につきましては、販売数量こそ前年度比8.4%減少しましたが、新モデル投入効果、前連結会計年度における値上げと円安効果により単価が大きく上昇した結果、売上高は35,790百万円と前年度比2,173百万円(6.5%)の増収となりました。既述の単価上昇は利益増にも貢献し、営業利益は10,330百万円と前年度比504百万円(5.1%)の増益となりました。経常利益は10,502百万円と前年度比644百万円(6.5%)の増益、税金等調整前当期純利益は10,473百万円と前年度比614百万円(6.2%)の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は7,377百万円と前年度比308百万円(4.4%)の増益となりました。

当連結会計年度の為替相場は、当社売上換算レート(期中平均)：1ドル=150.28円、

前年度比10.71円の円安、1ユーロ=162.23円、前年度比12.89円の円安となりました。また、海外子会社換算レート（2024年6月28日）：1ユーロ=172.33円、前年度比14.73円の円安となりました。

企業集団の品目別売上高の状況は次の通りであります。

(単位：百万円、%)

品 目 名	第 67 期 (2023年 9月期)		第 68 期 (2024年 9月期)		前 年 度 比
		構 成 比		構 成 比	
二 輪 乗 車 用 ヘ ル メ ッ ト	29,798	88.6	31,444	87.9	5.5
官 需 用 ヘ ル メ ッ ト	75	0.2	91	0.3	21.0
そ の 他	3,742	11.1	4,255	11.9	13.7
合 計	33,616	100.0	35,790	100.0	6.5

企業集団の販売地域別売上高の状況は次の通りであります。

(単位：百万円、%)

販 売 地 域	第 67 期 (2023年 9月期)		第 68 期 (2024年 9月期)		前 年 度 比
		構 成 比		構 成 比	
国 内	6,364	18.9	6,921	19.3	8.8
欧 州	14,658	43.6	16,534	46.2	12.8
北 米	3,529	10.5	5,011	14.0	42.0
中 国	6,314	18.8	4,707	13.2	△25.5
そ の 他	2,749	8.2	2,616	7.3	△4.9
合 計	33,616	100.0	35,790	100.0	6.5

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、完成前の投資も含め3,424百万円であり、主な設備投資は、茨城工場の新工場用地及び新倉庫建設のための土地取得、工場増築工事、機器の購入等であります。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

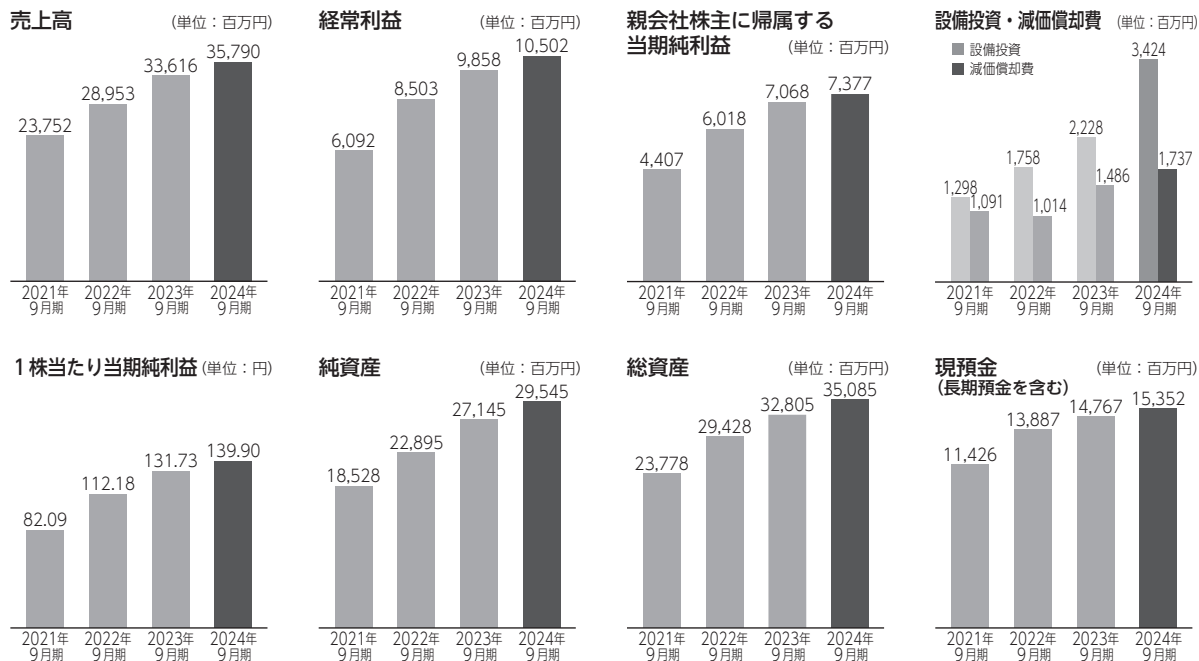
(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 65 期 (2021年 9 月期)	第 66 期 (2022年 9 月期)	第 67 期 (2023年 9 月期)	第 68 期 (2024年 9 月期)
売 上 高(百万円)	23,752	28,953	33,616	35,790
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	4,407	6,018	7,068	7,377
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	82	112	131	139
総 資 産(百万円)	23,778	29,428	32,805	35,085
純 資 産(百万円)	18,528	22,895	27,145	29,545
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	345	426	506	562

(注) 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第65期(2021年9月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。



※当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第65期(2021年9月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、以下の5点を重要課題として取り組むとともに、コーポレートガバナンスの強化を実行してまいります。

1. 生産戦略

① 実需に即した生産体制

当該会計年度の生産数量は、中国を中心とする需要減退及び欧州子会社を主とする代理店在庫削減の結果、前会計年度に比べて大幅に減少しました。欧州子会社を主とする代理店在庫削減はほぼ目途がつかいましたが、中国を始めとする世界のマクロ環境が引き続き不透明ななか、日本においては代理店在庫が過剰気味になるなど、代理店からの発注は総じてコンサバティブな状況が続く可能性もあり、当社は需要動向を注視しております。他方、二輪乗車ブームが一段落したとは言え、当社のメイン市場である欧米日ではまだまだ二輪に根強い人気がある上、ライダーの高齢化に伴う価格吸収力もあって、新モデルの上市は限定的なもの、新グラフィックアイテムの増加等で市場を確保できるため、今後、需要が決定的に減退するとは考えておりません。

いずれにせよ、当社は現地現物の精神に則り、市場が消化できる量の販売に合わせて生産体制をフレキシブルに変更して参ります。

② 中期的生産体制

足下は需要減退に伴い調整局面となっておりますが、中長期的な二輪乗車用高級ヘルメットの市場は、先進国においては爆発的な伸びは期待できないものの、特に中国をはじめとするアジアを含む新興国で安定的に伸長するものと予測され、当社はブランド力と商品競争力を武器に、いずれ生産増強が必要になると見込んでおります。その一環として、以下の対策を進めて参ります。

- ・ 茨城工場に隣接し、茨城県が所有する江戸崎工業団地内の一区画（7.2ha）取得による工場スペースの拡張を進めます。当該土地については造成が完了し、2024年4月に茨城県より引き渡しを受けました。
- ・ まずは、2024年12月完成予定で新しい土地に倉庫を建設中です。現在借りている倉庫や既存倉庫からの製品・仕掛品等の集約を行い、生産体制の効率化を進める方針です。
- ・ 新しい土地の本格的な使用内容については、今後の受注状況等を慎重に見極めながら適切なタイミングで判断して参ります。

③ 改善活動等を通じた製造現場の競争力強化

当社は、Made in Japanを生産戦略として経営方針の根幹に掲げております。長年ジャストインタイムによる改善活動等を通じ、国内両工場の競争力を持続的に強化しております。Made in Japanを維持するためには従業員1人1人の精鋭化が必要であり、生産数量が落ち着いている状況下、これらをさらに強化すべく、ここ数年で採用した人員も含めた従業員の教育強化や多能工の更なる充実を実行して参ります。

2. 商品戦略

- ① 当社は一部の官需製品を除き、二輪乗車用ヘルメットに特化して参りましたが、今後は更なる利益増、事業リスク分散の観点から、新分野への展開を検討して参ります。手始めとして、比較的二輪乗車用高級ヘルメットと価格帯が近いBMX（自転車モトクロス）競技用ヘルメットの上市を決定し、2024年9月に上市致しました。BMXはオリンピック競技にもなり、子供たちの人気スポーツとなるなど、急速に注目を浴びている競技です。現時点での市場規模は二輪用ヘルメットに比べて圧倒的に小さいですが、将来の拡大が期待できます。まずは日本市場からスタートしますが、将来的には欧米への展開も検討しております。
- ② 商品の高付加価値化、多種多様化するニーズの取り組み
引き続き日々刻々変化するお客様のニーズ（機能、デザイン、被り心地等）を重視した製品の設計・開発に注力致します。既存モデルであるJ-Cruiseシリーズの新モデル（J-Cruise 3）を順次世界展開するとともに、主力モデルのモデルチェンジや新モデルの開発を進めて参ります。また、ヘルメットのスマート化需要が急速に拡大するとの認識の下、通信、音響、映像機能付きヘルメットの開発に力を入れて参ります。
- ③ 販売体制の多様化
当社はSHOEIと価値を分かち合える販売店様との協業で質の高い製品の販売を進めて参ります。一方で、自社EC（ネット通販サイト）を通じお近くに販売店がないお客様のフォロー体制を整え、自社ショールーム（現在、日本に5か所、パリに1か所）での販売を通じ、お客様から頂戴した生のご意見を既存製品の改良、次期モデルの開発に活用していきます。

3. ブランド戦略

① PFSサービスの普及

パーソナル・フィッティング・システム（PFS）サービス（個別フィッティング調整）の普及に引き続き努めて参ります。先行する日本市場では、ヘルメット販売数量（PFS実施対象店舗）の約59%がPFSを施して販売されており、世界に一つのマイヘルメットとしてお客様の好評を得ております。今後は欧米市場、アジア市場へ普及に努め、いつの日か、ヘルメットは自分の頭の形状に合ったフィッティングをして購入するのが当たり前という時代が来るものと確信しております。

② 広告宣伝

引き続きMoto GPの代表選手であるマルク・マルケス、アレックス・マルケス兄弟とのレーサー契約を中心に、限られた経営資源を効率的に投資する一方で、今までにない新しい切り口の広告宣伝（SNSやインフルエンサーの活用等）も進めて参ります。

4. 市場戦略

重点新興国での販売強化

新興国（特にアジア）における需要の伸びは目覚ましいものがあります。当社はこの需要をしっかりと取り込む為、これらの国での市場調査、マーケティングを強化して参ります。タイ市場においては、2019年8月に現地販売子会社設立後、新型コロナの影響で、日本からの輸入が困難な状況が続いておりましたが、2022年秋からその制約もようやく解除されました。現在は本格的に輸入、販売を開始すると共に、PFSサービスの普及、ディーラー網の整備やマーケティング活動を活発化させています。中国においては、2021年6月に子会社（SHOEI上海）を設立しましたが、新型コロナの影響があったため、2023年初夏より、市場調査やマーケティング活動を本格的にスタートしております。実績としては当社にとって欧州に次ぐ第二の市場に躍り出た中国市場ですが、なかなか的を射た情報が得られておりません。今後はSHOEI上海を充実させる等を通じて中国市場の実力及び将来性をしっかりと見極めて参ります。

5. その他の中長期戦略

① 環境問題への取り組み

当社は、環境問題への取り組みが企業に求められた重要な社会的責務のひとつであると認識しております。当社の企業規模として可能なことは限られておりますが、形だけ整えてお茶を濁したり、いたずらに調査や議論を重ねたりするのではなく、当社の身の丈に合った範囲でスピード感をもって対策を実現することにより、持続可能な循環型経済社会の実現に貢献致します。前連結会計年度は従業員向け電気自動車用充電設備の設置等を実行し、当該会計年度は自家消費型太陽光発電設備（PPA）を導入しました。今後も出来るところから順次対応して参ります。

② 新事業の検討

当社は今日まで二輪乗車用ヘルメット専門メーカーとして業容を拡大して参りました。今後ともこの祖業を強化していく方針に変更はありません。一方、世界中でライダーの高齢化や若者の趣味の多様化が進んでいることも歴然とした事実であり、当社の間尺にあった、当社らしい新事業があるのかについて議論を深めております。その第一弾として、当該会計年度に上述のBMX競技用ヘルメットへの進出を実行しており、第二弾についても検討を進めて参ります。

以上の定性的施策を踏まえ、翌期の見通しを下記の表としております。

		第68期	第69期
売上高	(百万円)	35,790	33,920
営業利益	(百万円)	10,330	8,770
経常利益	(百万円)	10,502	8,760
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	7,377	6,220
1株当たり当期純利益	(円)	139.90	118.38
配当金	(円)	70	59

(6) 主要な事業内容 (2024年9月30日現在)

二輪乗車用を中心とした各種FRP（強化プラスチック）ヘルメットの製造販売

(7) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況 (2024年9月30日現在)

① 主要な営業所及び工場

社 名	所 在 地
当社	本社：東京都台東区、茨城工場：茨城県稲敷市、 岩手工場：岩手県一関市
SHOEI (EUROPA) GMBH	LANGENFELD, GERMANY
SHOEI DISTRIBUTION GMBH	LANGENFELD, GERMANY
SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL	SEINE, FRANCE
SHOEI ITALIA S.R.L.	MILANO, ITALY
SHOEI ASIA CO.,LTD.	BANGKOK, THAILAND
首維(上海)摩托車用品有限公司	中華人民共和国 上海市
株式会社SHOEI SALES JAPAN	東京都台東区

② 使用人の状況

イ. 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
635 (198) 名	+66 (-69) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しておりません。

□. 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
591 (194) 名	+70 (-70) 名	36.9歳	12.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況 (2024年9月30日現在)

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SHOEI (EUROPA) GMBH	25,564ユーロ	100%	欧州地域の代理店管理及びマーケティング
SHOEI DISTRIBUTION GMBH	100,000ユーロ	100%	ヘルメットの販売
SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL	609,797ユーロ	100%	ヘルメットの販売
SHOEI ITALIA S.R.L.	100,000ユーロ	100%	ヘルメットの販売
SHOEI ASIA CO.,LTD.	10,000,000バーツ	49%	ヘルメットの販売及び東南アジア地域のマーケティング
首維(上海)摩托车用品有限公司	50,000,000円	100%	中国国内のマーケティング
株式会社SHOEI SALES JAPAN	5,000,000円	100%	ヘルメットの販売及び国内のマーケティング

(注) SHOEI SAFETY HELMET CORPORATIONは、当第1四半期連結会計期間より、重要性が乏しくなったため、連結の範囲から除外しており、また当連結会計年度中に清算終了しております。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 112,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 53,713,716株 (自己株式1,169,742株を含む)
 (3) 株主数 21,269名
 (4) 単元株式数 100株
 (5) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,220,400	13.74
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	5,214,253	9.92
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,525,000	6.71
アルク産業株式会社	2,800,000	5.33
明和産業株式会社	1,600,000	3.05
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	1,127,585	2.15
CEPLUX - COLUMBIA THREADNEEDLE (LUX) I	1,124,440	2.14
明治安田生命保険相互会社	960,000	1.83
株式会社クラレ	960,000	1.83
岡田商事株式会社	752,000	1.43

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,169,742株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式 (1,169,742株) を控除して計算しております。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数 (株)	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	18,000	4名
社外取締役	3,000	2名
監査役	800	1名

(注) 当社の非金銭報酬等の内容につきましては、事業報告「4.会社役員に関する事項(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額」に記載しております。

(7) その他株式に関する重要な事項**①自己株式の取得**

2023年11月15日開催の取締役会において、自己株式の取得を行うことについて決議し、以下のとおり取得いたしました。

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	1,048,300株
取得価額の総額	1,999,999,500円
取得期間	2023年11月16日から2024年1月19日まで
取得方法	取引一任方式による市場買付

②自己株式の処分

2023年12月22日開催の取締役会において、譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分を行うことについて決議し、以下のとおり処分いたしました。

処分した株式の種類	当社普通株式
処分した株式の総数	21,800株
処分価額の総額	40,504,400円
処分日	2024年1月19日
処分目的	所定の要件を満たす当社の取締役 (社外取締役を含みます。) および監査役 (社外監査役を除きます。) に対し、譲渡制限付株式を付与するため、自己株式を処分いたしました。

③自己株式の処分

2024年7月31日開催の取締役会において、譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分を行うことについて決議し、以下のとおり処分いたしました。

処分した株式の種類	当社普通株式
処分した株式の総数	19,600株
処分価額の総額	39,102,000円
処分日	2024年9月25日
処分目的	所定の要件を満たす当社の従業員に対し、譲渡制限付株式を付与するため、自己株式を処分いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石田健一郎	
取締役	志田眞之	商品開発本部長
取締役	堀本隆行	生産本部長兼茨城工場長
取締役	山口裕士	経営管理本部長兼経営管理部長 首維（上海）摩托車用品有限公司 董事
取締役	小林慶一郎	慶応義塾大学経済学部教授 経済産業研究所ファカルティフェロー
取締役	高山清子	公認会計士（高山清子公認会計士事務所） 株式会社MIXI 社外監査役
常勤監査役	宮川篤行	
監査役	森田賢	
監査役	渡邊珠子	いつき会計労務事務所 所長 久光製薬株式会社 社外取締役

- (注) 1. 2023年12月22日開催の第67期定時株主総会終結時をもって、清水匡輔氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 2023年12月22日開催の第67期定時株主総会終結時をもって、小出豊氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
3. 2023年12月22日開催の第67期定時株主総会にて、渡邊珠子氏は監査役に就任いたしました。
4. 監査役 宮川篤行氏は当社の内部監査室及び経営管理部門において、長年に亘り業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 渡邊珠子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役 小林慶一郎氏及び高山清子氏は、社外取締役であり、監査役 森田賢氏及び渡邊珠子氏は、社外監査役であります。
7. 当社は、取締役 小林慶一郎氏、高山清子氏並びに監査役 森田賢氏、渡邊珠子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに社外監査役とは、会社法第423条第1項に定める役員等の損害賠償責任に関して、賠償責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、社外取締役並びに社外監査役が当社に対して会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負った場合、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第1項第1号ハに定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補する事としております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	239,523 (19,638)	200,505 (14,064)	39,018 (5,574)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	22,435 (8,100)	20,949 (8,100)	1,486 (-)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	261,958 (27,738)	221,454 (22,164)	40,504 (5,574)	11 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、その割当て対象は、当社の取締役(社外取締役を含む)および監査役(社外監査役を除く)であります。

- ② 当事業年度において支払った役員退職慰労金
該当なし

③ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、その際の条件等は「⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (6)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬につきましても、株主総会の決議により、取締役の報酬限度額及び監査役の報酬限度額をそれぞれ決定しております。取締役の報酬限度額は、2023年12月22日開催の定時株主総会において年額250,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分の給与は除く)とする旨決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち、社外取締役は2名)です。監査役の報酬限度額は、2023年12月22日開催の定時株主総会において年額31,000千円以内とする旨決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち、社外監査役は2名)です。また、上記年額報酬とは別枠で、2020年12月24日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として取締役(社外取締役を含む)については年額66,000千円、監査役(社外監査役を除く)については4,000千円を上限として決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち、社外取締役は2名)、監査役(社外監査役を除く)の員数は1名です。なお、本制度により発行又は処分される当社普通株式総数の上限については、本項⑤の口.記載の通りです。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員個人の報酬等に係る決定方針について、取締役は取締役会にて、監査役は監査役会にて決議しております。当該取締役会及び監査役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会及び監査役会は、当事業年度に係る取締役及び監査役の個人の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会及び監査役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役及び監査役の個人の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

イ. 基本報酬に関する方針

各取締役及び各監査役の基本報酬額にかかる決定機関及び手続は、「役員報酬規程」に次の通り定めております。尚、役員とは、株主総会にて選任された取締役及び監査

役をいいます。

- ・役員報酬については、固定報酬額と業績連動報酬額とを合計した基本報酬月額をもって算出します。その金額は、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けた上で、取締役会において「役員報酬規程」を改定する形で決定します。固定報酬額部分の月額は、優秀な経営人材の確保やモチベーション維持の観点、同規模の他上場企業との比較等を議論し、役位別に定めます。また、業績連動報酬額部分については取締役（ただし、社外取締役を除く）を対象とし、①当該事業年度の連結純利益や、②EBITDA（＝税金等調整前当期純利益＋支払利息＋減価償却費、すべて連結ベース）を複数年度平均で比較した増加額を指標として役位別に定めた割合で計算されます。
- ・取締役各人の報酬は取締役会にて、また、監査役各人の報酬は監査役会にて決定します。
- ・取締役各人の報酬決定については、「取締役会から代表取締役社長に一任することがある」と規定されております。しかしながら、その役割は、「役員報酬規程」に定められている各役位別報酬に則った報酬を各人に支給するだけであり、裁量権はありません。役員報酬の決定権限はあくまで取締役会にあります。
- ・役員賞与については、「役員報酬規程」にて規定されていますが、実際に役員賞与が支給されたことはなく、役員賞与限度額が株主総会で承認を受けたことはありません。

□. 非金銭報酬等(譲渡制限付株式)に関する方針

取締役(社外取締役を含む)及び監査役(社外監査役を除く。以下、総称して「対象役員」という)に対する譲渡制限付株式の割当てにかかる決定機関及び手続は、「取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式報酬制度」(以下、「本制度」という)及び「役員株式報酬規程」に次の通り定めております。

- ・当社は、対象役員に対して、株式発行又は自己株式の処分の方法により、株主総会で承認された金銭報酬の総額及び発行又は処分される株式総数の範囲内で、対象役員の貢献度等諸般の事情を勘案して定める数の譲渡制限付株式を交付いたします。
- ・本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は取締役(社外取締役を含む)については年25,000株を、監査役(社外監査役を除く)については年1,500株を各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限の数といたします。
- ・なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。

- ・本制度により発行又は処分される譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。
- ・譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から退任時までとしております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

- イ. 取締役小林慶一郎氏は、慶応義塾大学経済学部教授、経済産業研究所ファカルティフェローであります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ロ. 取締役高山清子氏は、高山清子公認会計士事務所の公認会計士、株式会社MIXIの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ハ. 監査役渡邊珠子氏は、いつき会計労務事務所の所長、久光製薬株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 小林慶一郎	14回/14回	100%	—	—
取締役 高山清子	14回/14回	100%	—	—
監査役 森田 賢	14回/14回	100%	13回/13回	100%
監査役 渡邊 珠子	10回/10回	100%	10回/10回	100%

(注) 渡邊珠子氏の出席状況は、2023年12月22日の就任後に開催された取締役会および監査役会を対象としております。

取締役会及び監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役小林慶一郎氏は、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。

同氏は、中央省庁及び経済産業研究所での豊富な経験や経済への知見から取締役会において積極的に必要な質問及び経営全般への有益な発言、助言等を行っており、社外取締役に期待される役割・責務を果たしております。

- ・取締役高山清子氏は、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。

同氏は、公認会計士として長年にわたり従事し、企業会計及び監査に関する豊富な経験と高い専門性に加え、企業経営に幅広い見識を有し、その高い専門性や知見から取締役会において積極的に必要な質問及び経営全般への有益な発言、助言等を行って

おり、社外取締役期待される役割・責務を果たしております。

・監査役森田賢氏は、当事業年度に開催された取締役会14回全てに、また、監査役会13回全てに出席いたしました。

同氏は、長年にわたり経営者としての豊富な実務経験と幅広い見識から、取締役会及び監査役会において積極的に必要な質問及び発言を行っております。

・監査役渡邊珠子氏は、2023年12月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回全てに、また、監査役会10回全てに出席いたしました。

同氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、その高い専門性や知見から、取締役会及び監査役会において積極的に必要な質問及び発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,800千円

- (注) 1. 当社の子会社のうち、SHOEI DISTRIBUTION GMBH 及びSHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARLは当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、当期に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計法第2条第1項の業務以外である、欧州子会社の内部統制高度化に関する助言業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会が会計監査人の解任の検討を行い、監査役全員の同意により会計監査人を解任致します。

また、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断される場合、その他その必要があると判断される場合には、監査役会は、当該会計監査人の解任又は不再任に係る議案の内容を決定致します。

連結貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	26,536,162	流 動 負 債	4,607,751
現金及び預金	15,352,423	買掛金	1,167,558
受取手形	117,947	リース債務	86,660
売掛金	2,842,406	未払金	535,887
商品及び製品	3,618,130	未払法人税等	860,971
仕掛品	1,881,152	賞与引当金	341,100
原材料及び貯蔵品	1,180,769	その他	1,615,572
その他	1,548,570	固 定 負 債	932,119
貸倒引当金	△5,238	リース債務	426,263
固 定 資 産	8,549,501	退職給付に係る負債	392,043
有形固定資産	7,414,705	資産除去債務	66,468
建物及び構築物	2,897,241	その他	47,345
機械装置及び運搬具	1,566,409	負 債 合 計	5,539,870
工具、器具及び備品	558,107	純 資 産 の 部	
土地	1,430,276	株 主 資 本	28,609,660
リース資産	12,468	資本金	1,421,929
建設仮勘定	438,958	資本剰余金	418,773
使用権資産	511,244	利益剰余金	29,070,594
無形固定資産	184,008	自己株式	△2,301,636
投資その他の資産	950,786	その他の包括利益累計額	923,169
繰延税金資産	712,605	繰延ヘッジ損益	1,382
その他	238,181	為替換算調整勘定	971,000
資 産 合 計	35,085,664	退職給付に係る調整累計額	△49,213
		非支配株主持分	12,963
		純 資 産 合 計	29,545,793
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	35,085,664

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2023年10月1日)
(至 2024年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	35,790,722
売上原価	19,675,412
売上総利益	16,115,310
販売費及び一般管理費	5,785,146
営業利益	10,330,163
営業外収益	
受取利息	8,618
為替差益	164,875
受取保険金	20
雑収入	10,108
雑収入	30,609
営業外費用	
支払利息	23,079
障害者雇用納付金	2,150
支払手数料	5,999
訴訟損失引当金繰入	7,410
雑損失	2,963
経常利益	41,602
特別利益	10,502,792
特定資産売却益	780
特別損失	
特定資産売却損	0
特定資産除却損	12,143
減損	17,650
損失	29,795
税金等調整前当期純利益	10,473,778
法人税、住民税及び事業税	2,713,222
法人税等調整額	383,007
当期純利益	7,377,548
親会社株主に帰属する当期純利益	7,377,548

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	20,404,723	流動負債	3,826,631
現金及び預金	12,570,642	買掛金	915,306
売掛金	2,221,370	前受金	915,343
商品及び製品	1,035,342	未払金	555,931
仕掛品	1,881,152	未払費用	154,739
原材料及び貯蔵品	1,180,769	未払法人税等	794,017
未収入金	328,896	賞与引当金	341,100
前払費用	255,273	その他の	150,192
その他の	931,275	固定負債	369,240
固定資産	7,868,466	退職給付引当金	255,426
有形固定資産	6,820,432	資産除去債務	66,468
建物	2,170,645	その他の	47,345
構築物	708,210	負債合計	4,195,871
機械装置	1,545,633	純資産の部	
車輛運搬具	16,640	株主資本	24,075,935
工具器具備品	497,599	資本金	1,421,929
土地	1,430,276	資本剰余金	418,773
リース資産	12,468	資本準備金	418,773
建設仮勘定	438,958	利益剰余金	24,536,869
無形固定資産	168,833	利益準備金	29,500
ソフトウェア	151,686	その他利益剰余金	24,507,369
その他の	17,146	繰越利益剰余金	24,507,369
投資その他の資産	879,199	自己株式	△2,301,636
関係会社株式	5,000	評価・換算差額等	1,382
関係会社出資金	312,848	繰延ヘッジ損益	1,382
繰延税金資産	348,711	純資産合計	24,077,318
その他の	212,639	負債・純資産合計	28,273,189
資産合計	28,273,189		

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2023年10月1日)
(至 2024年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	27,045,501
売上原価	15,862,441
売上総利益	11,183,060
販売費及び一般管理費	3,489,092
営業利益	7,693,967
営業外収益	
受取利息	8,620
為替差益	152,188
補助金収入	9,347
雑収入	45,889
営業外費用	
障害者雇用納付金	2,150
支払手数料	5,999
雑損	2,935
経常利益	7,898,928
特別利益	
固定資産売却益	780
特別損失	
固定資産売却損	0
固定資産除却損	12,143
減損	17,650
子会社株式評価損	17,296
税引前当期純利益	7,852,616
法人税、住民税及び事業税	2,209,579
法人税等調整額	104,901
当期純利益	5,538,136

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月15日

株式会社 S H O E I
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久世浩一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大枝和之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社S H O E Iの2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S H O E I及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月15日

株式会社 S H O E I
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久世浩一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大枝和之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社S H O E Iの2023年10月1日から2024年9月30日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月20日

株式会社 S H O E I 監査役会
常勤監査役 宮川篤行 ㊟
社外監査役 森田賢 ㊟
社外監査役 渡邊珠子 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、財務体質及び経営基盤強化のための株主資本を充実するとともに、連結配当性向50%を目処とした期末配当の実施を基本方針としております。

このような方針のもと、第68期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、内部留保資金の使途につきましては、中長期的視野に立って、新製品開発のための研究開発及び設備投資のために振り向けるとともに今後の事業展開の備えとする予定であります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

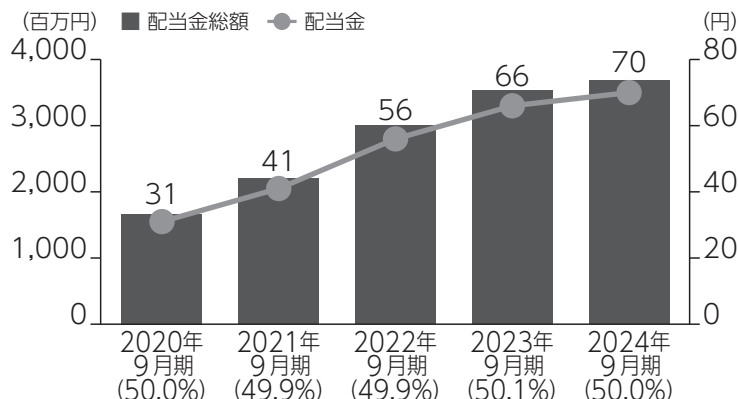
当社普通株式1株につき金70円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は3,678,078,180円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年12月26日といたしたいと存じます。

(ご参考) 配当金の推移



※ () 内は期中平均株式数を基準とした連結配当性向であります。

※2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。2020年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり配当金を算出しております。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役志田眞之氏、堀本隆行氏、小林慶一郎氏、高山清子氏の4名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役4名（うち2名は社外取締役）の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社 株式の数
1	ほりもと たかゆき 堀本 隆行 (1964年6月17日生)	1987年4月 当社入社 2007年10月 当社開発部長 2016年10月 当社参与 開発部長 2019年10月 当社執行役員 生産技術統括部長 2021年12月 当社取締役 生産本部長兼茨城工場長 2023年12月 当社常務取締役 生産本部長兼茨城工場長 (現任)	60,800株
<p>【選任理由】 堀本隆行氏は、当社の開発・生産技術部門に関する豊富な知見を活かし特に工場生産体制を強化する役割を期待し、当社グループの企業価値向上に更なる貢献が見込まれることから、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			
※2	しみず きょうすけ 清水 匡輔 (1979年8月14日生)	2005年11月 司法試験合格 2007年9月 ポールヘイスティングス法律事務所・ 外国法共同事業入所 2009年4月 ときわ法律事務所入所 2012年7月 佐藤総合法律事務所入所 2015年12月 当社社外取締役 2017年9月 弁護士法人ほくと総合法律事務所入所 2020年3月 株式会社Sharing Innovations監査役 2024年1月 当社入社海外営業部長 (現任)	6,000株
<p>【選任理由】 清水匡輔氏は、当社の海外営業における経験を通じて得られたグローバルなプレミアムヘルメット分野に関する豊富な知見を活かせる事やこれまでの弁護士として企業法務での豊富な実務経験および8年間当社の社外取締役として経営全般に携わった経験から企業価値向上や事業拡大への貢献を期待し、新たに選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する社数 株式の数
3	小林 慶一郎 (1966年11月23日生)	1991年4月 通商産業省(現・経済産業省)入省 2007年6月 経済産業研究所上席研究員 2010年8月 一橋大学経済研究所教授 2013年4月 慶応義塾大学経済学部教授(現任) 2013年4月 経済産業研究所ファカルティフェロー(現任) 2014年12月 当社社外取締役(現任) 2019年4月 公益財団法人東京財団政策研究所研究主幹	8,000株
	<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>小林慶一郎氏は、中央省庁および経済産業研究所での豊富な海外経験と経済に関する知見を有しており、当社の社外取締役として、独立した立場から当社経営に対し、積極的且つ有益な発言や助言等をいただいております。それらをグローバルなプレミアムヘルメット事業拡大を目指す当社の経営に活かしたく、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>また、同氏には、当社設置の指名報酬委員会の委員長として取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしていただくとともに、中長期的な企業価値向上のため、中立的な立場から当社の経営を監視、監督することを期待するものであります。</p>		
4	高山 清子 (1975年2月6日生)	1997年4月 株式会社荏原製作所入社 2001年10月 有限責任監査法人トーマツ入所 2019年1月 高山清子公認会計士事務所開設(現在に至る) 2020年1月 リーガレックス合同会社 業務執行社員 2022年12月 当社社外取締役(現任) 2024年6月 株式会社MIXI 社外監査役(現任)	2,000株
	<p>【選任理由】</p> <p>高山清子氏は、公認会計士として長年に亘り従事し、企業会計及び監査に関する豊富な経験と高い専門性に加え、企業経営に関し幅広い見識を有しております。その高い専門性や知見を活かし、当社グループの更なる企業価値向上への貢献に期待して引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏には、当社設置の指名報酬委員会の委員として取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしていただくとともに、中長期的な企業価値向上のため、中立的な立場から当社の経営を監視、監督することを期待するものであります。</p>		

※印は新任取締役候補者であります。

(注1)各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2)小林慶一郎氏、高山清子氏は、社外取締役候補者であります。

(注3)社外取締役候補者の就任年数

(1)小林慶一郎氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって10年となります。

(2)高山清子氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

(注4)当社は、本総会において小林慶一郎氏および高山清子氏の再任が承認された場合、両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

(注5)当社は、小林慶一郎氏および高山清子氏を当社上場の株式会社東京証券取引所が定める独立役員として、同取引所に対し届け出ておりますが、両氏の選任が承認された場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

(注6)当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償金や訴訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

(ご参考) スキル・マトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおり全てご選任いただいた場合、取締役及び監査役の専門性・経験（スキル・マトリックス）は次のとおりとなります。

	氏名	役職等	スキル（当社が期待する知識・経験）							
			企業経営 経営戦略	商品開発	製造 品質管理	営業 マーケティング	グローバル	人事 人材育成	法務リスク マネジメント	財務会計
取締役	石田 健一郎	代表取締役 社長	●			●	●	●		●
	堀本 隆行	取締役 生産本部長兼 茨城工場長	●	●	●			●		
	山口 裕士	取締役 経営管理本部長	●				●		●	●
	清水 匡輔	取締役 海外営業部長	●			●	●		●	●
	小林 慶一郎	取締役 独立社外					●			●
	高山 清子	取締役 独立社外							●	●
監査役	宮川 篤行	常勤監査役							●	●
	森田 賢	監査役 社外	●							●
	渡邊 珠子	監査役 社外	●						●	●

(ご参考) 社外役員の独立性判断基準

当社における社外取締役および社外監査役（以下総称して「社外役員」という）の独立性判断基準を以下の通り定め、社外役員がいずれの項目にも該当しない場合に十分な独立性を有しているものとみなす。

1. 現在および過去10年間に於いて当社または当社子会社の業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人（以下総称して「業務執行者」という）であった者。
2. 当社の総議決権数の10%以上を直接もしくは間接に有する者または法人の業務執行者。
3. 当社または当社子会社を主要な取引先とする者（注1）もしくはその業務執行者
4. 当社または当社子会社の主要な取引先である者（注2）もしくはその業務執行者。
5. 当社または当社子会社の会計監査人もしくはその社員等。
6. 当社または当社子会社から役員報酬以外に年間1,000万円（過去3事業年度の平均）を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等。（当該財産を得ている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に属する者をいう）
7. 当社または当社子会社から年間1,000万円（過去3事業年度の平均）を超える寄付、助成金を受けている者もしくはその業務執行者。
8. 過去3年間に於いて2.から7.に該当する者。
9. 配偶者または二親等内の親族が、1.から8.に該当する者。ただし、該当する者が業務執行者である場合は、重要な業務執行者（注3）に限る。
10. その他、1.から9.に該当しない場合であっても、一般株主全体との間に、恒常的な利益相反が生じるおそれのある者。

(注1)直近事業年度において、当社または当社子会社が、当該取引先の年間連結売上高の2%以上の支払いを行った取引先をいう。

(注2)直近事業年度において、当社または当社子会社に対し、当社の年間連結売上高の2%以上の支払を行った取引先もしくは、直近事業年度末において、当社または当社子会社に対し、当社の連結総資産の2%以上の金銭の融資を行っている取引先をいう。

(注3)業務執行者のうち、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、支配人及び部署責任者等の重要な業務を執行する者をいう。

ウェブサイトのご案内



TOPページ

当社ウェブサイトでは、さまざまな企業情報をリアルタイムでお届けしています。

また、株主・投資家の皆様に当社をより深くご理解いただくために、「株主・投資家の皆さまへ」内で各種開示資料をご覧いただけます。

<https://www.shoei.com/>



IR情報

—— 第68期 新製品 ——



当社人気モデルの後継

NEOTECS

当社人気モデルの後継

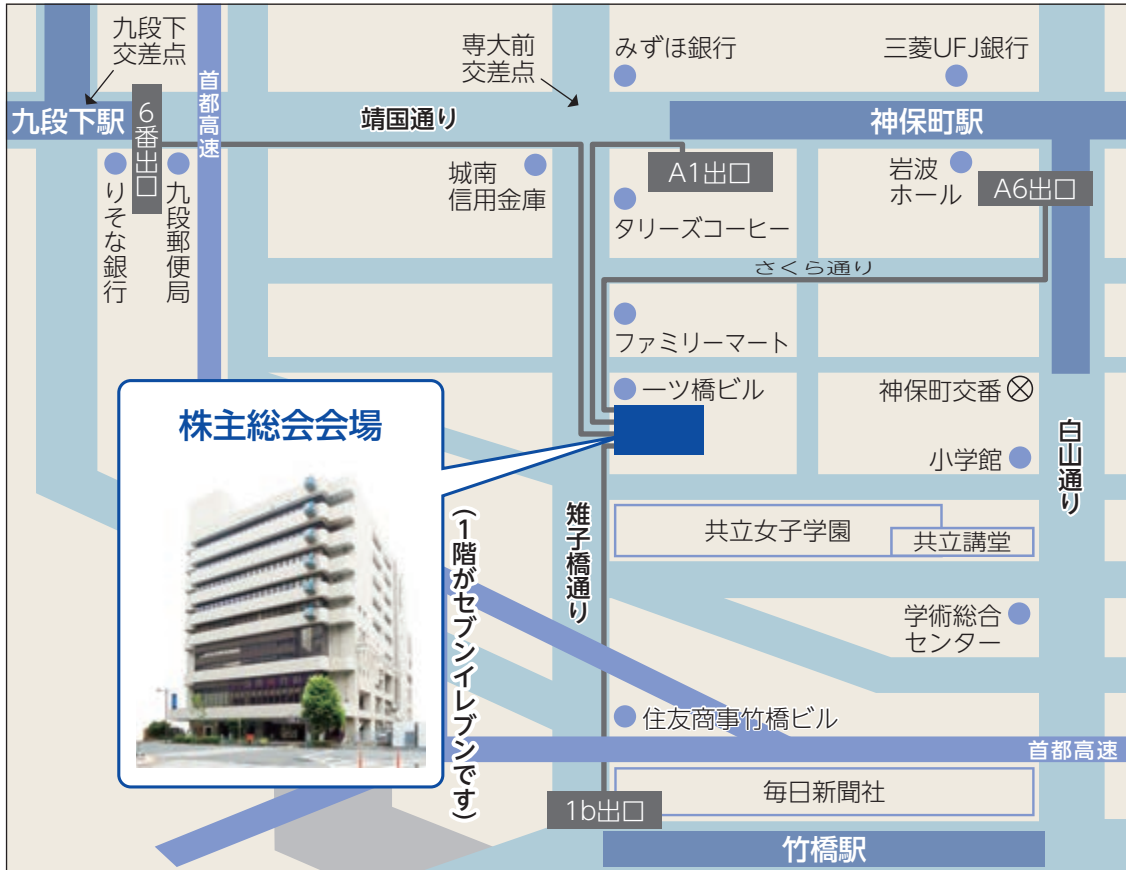
GT-Air3

X-GRID

新事業の第一弾としてBMX
競技用ヘルメットを上市。

会場

一般財団法人 日本教育会館 一ツ橋ホール 8階 第一会議室
東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号



交通案内

地下鉄都営新宿線・半蔵門線 神保町駅 (A1出口)	徒歩3分
地下鉄都営三田線 神保町駅 (A6出口)	徒歩5分
東京メトロ東西線 竹橋駅 (北の丸公園側1b出口)	徒歩5分
東京メトロ東西線 九段下駅 (6番出口)	徒歩7分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。